

人種差別撤廃委員会からの質問事項に対する日本政府回答（仮訳） （第3～6回政府報告審査）

問1. 委員会の前回の最終見解に対するフォローアップとして、移民、庇護希望者及び難民のみならず、在日韓国・朝鮮人、中国帰国者、部落民及び沖縄のコミュニティ等、条約によりカバーされるすべてのグループの状況を反映した経済的社会的指標を含む、人口構成についての十分な詳細情報を提供願いたい。

（答）

1. 中国帰国者が何を指すのか一義的に明らかではないが、仮にこれが中国残留邦人（注）を指すのであれば中国残留邦人、同和関係者、沖縄に居住する人及び沖縄県の出身者は、いずれも日本国民であり、日本国憲法の規定により、法の下に平等であり、日本国民としての権利をすべて等しく保障されている。
2. 2005年10月1日現在、日本の総人口は、1億2776万7994人となっている。
3. 法務省の外国人登録者数の統計によれば、2008年末現在、221万7,426人（日本総人口の1.74%）で、国籍（出身地）別に見ると、中国が最も多く（65万5,377人（全体の29.6%）、次いで韓国・朝鮮（58万9,239人（26.6%））、うち「特別永住者」は41万6,309人、第3番目がブラジル（31万2,582人（14.1%））となっている。
4. 難民については、我が国に難民認定制度が発足した1982年から2008年末までに、難民として認定された者は508人、人道的理由を配慮し在留を認めた者882人である。
また、1978年から2005年末までの我が国のインドシナ難民定住受入れ数は11,319人となっている。

（注）中国残留邦人とは、先の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず、引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた日本人である。

問2. 委員会に対する締約国の第3回～第6回定期報告の準備において、非政府組織（NGO）と協議したか。また、どの程度協議したかお示し願いたい。

（答）

1. 我が国は、人種差別撤廃条約に関する第3～6回政府報告を作成するにあたり、2006年2月に外務省ホームページを通じた書面による意見募集、同年3月にNGOを対象とした非公式ヒアリング、2006年7月及び2007年8月に一般参加者との意見交換会を実施した。
2. 2006年3月に行われた非公式ヒアリングには、NGO16団体及び政府7省庁が参加し、政府報告作成に関する自由な意見交換を行った。また、2006年7月に開催された第1回意見交換会には、外務省ホームページを通じて応募した一般参加者60名及び政府7省庁が参加、2007年8月に開催された第2回意見交換会には、一般参加者約40名及び政府6省庁が参加し、活発な議論が行われた。

問3. 条約と国内法との関係を明確にして頂きたい。可能な場合には、国内裁判所において、解釈のために条約が適用された例を引用願いたい。

(答)

1. 我が国の憲法第98条第2項は、「日本国が締結した条約及び確立した国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定しており、我が国が締結し、公布された条約等は国内法としての効力を持つ。我が国の憲法には、我が国が締結した条約と法律との関係についての明文の規定はないが、一般的に条約が法律に優位するものと考えられている。
2. 国内裁判所において、人種差別撤廃条約について言及した事例はいくつかあるが、公衆浴場の経営会社が外国人の入浴を拒否したことが人種差別であるとして同会社の不法行為に基づく損害賠償責任を肯定した札幌地裁の判決（平成14年11月11日判決）では、人種差別撤廃条約等の規定は、私人相互の関係を規律する私法の諸規定の解釈にあたっての1つの基準になりうる旨、宝石店店主らが外国人であることを理由に店舗からの退去を求めたことが不法行為に当たるとして同人らの損害賠償責任を肯定した静岡地裁浜松支部の判決（平成11年10月12日判決）では、人種差別撤廃条約の実体規定が不法行為の要件の解釈基準として作用する旨をそれぞれ判示したと承知している。

問4. 委員会の前回最終見解及び委員会による一般勧告29の「世系(descent)」について再度言及しつつ、被差別部落に属する、又はその出身の人々の市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利の十分な享受を確保するために、締約国がどのように世系(descent)に基づく差別的概念をその国内法令に盛り込んでいるかについてお示し願いたい。

(答)

1. 人種差別撤廃委員会の第1・2回日本政府報告審査に関する最終見解に対する日本政府の意見で述べたとおり、「世系(descent)」の語については、本条約の審議経緯において、“national origin (民族的出身)”という語が「国籍」という法的地位に基づく概念も含み得るかのような誤解を招くとの問題があり、その問題を解決するため、“national origin”に代わる語として“place of origin”とともに提案されたが、その後、文言の整理が十分になされず、そのまま本規定中に残ったものであると承知している。

このような審議経緯を踏まえれば、本条約の適用上、“descent”は、過去の世代における人種若しくは皮膚の色又は過去の世代における民族的若しくは種族的出身に着目した概念を表すものであり、社会的出身に着目した概念を表すものとは解さず、「被差別部落に属する、又はその出身の人々」に対する差別は、同条約に規定する“descent”に基づく差別ではないとの立場である。

2. いずれにせよ、本条約の前文に謳われた精神を踏まえれば、同和問題のような差別も含めいかなる差別も行われることがあってはならないことは当然のことである。同和関係者については、日本国憲法の規定により、日本国民として法の下に平等であることが保障されているとともに、日本国民としての権利をすべて等しく保障されていることから、市民的、経済的、社会的及び文化的権利における法制度上の差別は一切存在しない。また、「人権教育・啓発に関する基本計画」(2002年3月策定)に基づき、学校教育及び社会教育を通じた同和問題も含めた人権尊重の意識を高める教育の推進、同和問題に関する偏見や差別意識を解消し同和問題を早期解決することを目指した人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動の充実・強化、雇用主に対する就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発の推進、企業の社会的責任の観点から企業活動における様々な人権問題等に関する産業界・経済界向けの講演会やシンポジウムの開催、農林漁業団体職員に対する農林漁業や農山漁村に起因する同和問題をはじめとした広範な人権問題に関する研修会の開催や啓発資料の配布等を行っている。

問5. 日本国籍を申請する在日韓国・朝鮮人が、いまだに韓国・朝鮮の氏名を日本氏名に変更するよう促されており(urge)、彼らが教育、雇用及び結婚に関連する差別を恐れて、しばしば変更せざるを得ないと感じているとの報告についてコメント願いたい。

(答)

1. 質問にある報告については、具体的内容が不明なためコメントは困難であるが、一般的に、戸籍に記載する氏名に用いる文字については、日本国籍を取得する者も生来の日本人と同様に制限されている。したがって、日本国籍を取得する者に対し、戸籍に記載する氏名に用いる文字について指導することはあっても、日本氏名に変更するよう促しているという事実はない。
2. いずれにせよ、政府としては、各種教育活動及び啓発活動を通じて、差別のない社会を作るべく努力を続けているところである。

問6. 委員会の前回最終見解に関し、締約国が条約の条項に従って包括的な反差別法を採用する意向があるかどうかお示し願いたい。

(答)

1. 我が国の場合、憲法第14条第1項が人種による差別の禁止も含む法の下での平等を規定している。
2. (1) 人種差別撤廃条約第4条及び第5条に関しては、まず、第4条の(a)及び(b)については、処罰立法することを義務づけているが、我が国は憲法と抵触しない限度において第4条の義務を履行する旨留保を付している。第4条(c)については、締約国がとるべき具体的な措置について何ら規定されていないことから、各締約国の合理的な裁量に委ねられているものと解される。
(2) また、第5条においてはその柱書に「条約第2条に定める基本的義務に従い…」とあり、第2条の定める義務の範囲を超えるものではないと解されるが、一方、第2条1では、すべての適当な方法によりと規定されていることから明らかのように、立法措置は、状況により必要とされ、かつ立法することが適当と締約国が判断した場合に講じることが求められていると解される。我が国の現状が、既存の法制度では差別行為を効果的に抑制することができず、かつ、立法以外の措置によってもそれを行うことができないほど明白な人種差別行為が行われている状況にあるとは認識しておらず、人種差別禁止法等の立法措置が必要であるとは考えていない。
3. なお、人種差別思想の流布や表現に関しては、それが特定の個人や団体の名誉や信用を害する内容であれば、刑法の名誉毀損罪、信用毀損・業務妨害罪等で処罰可能であるほか、特定の個人に対する脅迫的内容であれば、刑法の脅迫罪、暴力行為等処罰に関する法律の集団的脅迫罪、常習的脅迫罪等により処罰可能である。また、人種差別的な思想を動機、背景とする暴力行為については、刑法の傷害罪、暴行罪等により処罰可能となっている。
4. いずれにせよ、我が国としては、憲法が保障する法の下での平等の原則（第14条1項）を最大限尊重し、今後ともいかなる差別のない社会を実現すべく努めてまいりたい。
5. なお、2002年に政府が国会に提出した人権擁護法案では、人種、民族、信条、性別等を理由とする不当な差別的取扱い及び差別助長行為を明文で禁止し、これらを含む人権侵害に対して、政府から独立性を有する人権委員会が簡易・迅速・柔軟に救済を図ることとしていたが、同法案は、2003年10月、衆議院の解散に伴い廃案となった。新たな人権救済制度に関する法案については、現在、検討中である。

問7. 特に、被差別部落、アイヌ、沖縄及び在日韓国・朝鮮コミュニティ出身者が受ける差別に関する申立て(complaints)に対応するために明示的に指定された独立機関が締約国に存在するか、または、そのような機関を設立する計画があるかどうかについて、お示し願いたい。より一般的に、締約国がパリ原則（国連総会決議48/134別添）に則った国内人権機関を設立する意向があるかどうかお示し願いたい。

(答)

我が国では現在、被差別部落、アイヌ、沖縄及び在日韓国・朝鮮コミュニティ出身者に対する差別等を含め、人権侵害の被害者に対する実効的な救済を実現するため、パリ原則に沿った、政府からの独立性を有する国内人権機構の創設に向けて、検討を進めている。

問8. 秘扱いの戸籍登録データベースにアクセス権限のある専門家や地方公務員が、その権限を利用して、「部落リスト」として知られるリストの作成及び更新をしたり、採用予定者や結婚相手が部落出身かどうかを確かめるために、身辺調査を行っている信用機関や私立調査機関に対して、家系、出身地、及び居住地の情報を売却しているとの申立てに関して、コメント願いたい。中央政府当局によって、プライバシーの尊重を確保し、この点における違反や濫用に取り組むために、いかなる対策が取られているかお示し願いたい。また、家系に基づく現行の戸籍登録制度を修正(modify)する計画があるかどうか、個人情報へのアクセスが関係者の事前の同意がある場合に限り許可されるとの条件を導入する計画があるかどうかお示し願いたい。

(答)

1. 2007年戸籍法改正前においては、士業団体等が職務上請求用紙を他の者に譲渡し、これを使用した不正請求事案等の発生が報告されていたため、このような不正請求事案の防止及び個人情報保護の観点から、戸籍の公開の在り方が見直された改正戸籍法が2008年5月1日から施行されている。改正戸籍法においては、第三者が戸籍謄本等を取得する場合の要件の厳格化、請求者の本人確認及び不正請求者に対する罰則の強化によって、不正請求の防止策が講じられており、改正法の趣旨に則った適切な取扱いがされるよう周知徹底を図っているところである。
2. また、現行の戸籍制度は、国民の親族的身分関係を登録・公証する重要な制度であり、夫婦親子の関係を一覽的に把握できるという意味で合理性を持った制度であると考えており、現行の戸籍の編製単位等について見直しをすることは考えていない。また、他人の戸籍謄本等を請求することについて、社会生活上必要な理由があるにもかかわらず、戸籍に記載されている者等関係人の事前の同意等を得ることを要件とすることは、戸籍の公証機能の観点から適当ではないと考えている。
3. これら差別及び違反、濫用に関しては、法務省の人権擁護機関では、啓発活動年間強調事項として「部落差別をなくそう」を掲げ、年間を通して全国各地で啓発活動を実施している。また、プライバシーの侵害や差別助長行為等、人権をめぐる様々な問題について、人権相談において適切な助言をしたり、適切な機関を紹介したりするほか、人権侵害の疑いがある場合は人権侵犯事件として調査を行い、人権侵害の排除や再発防止のために適切な措置を講じている。

問9. 締約国が人権擁護法案を承認(endorse)していない理由についてご説明願いたい。また、現在の最新状況を提供し、その改訂版に含まれる対策についてお示し願いたい（締約国報告, CERD/C/JPN/3-6, para. 34）。

（答）

2003年10月に廃案となった人権委員会の創設等を目的とする人権擁護法案については、救済の対象となる人権侵害の範囲や人権委員会の独立性の担保方法、その調査権限の内容等について様々な議論があるため、現段階では、新たな人権救済制度に関する法案を再び国会に提出するには至っていない。

我が国としては、人権侵害による被害者のより実効的な救済を実現するため、政府からの独立性を有する国内人権機構の創設に向けて、必要な準備を進めていきたいと考えている。

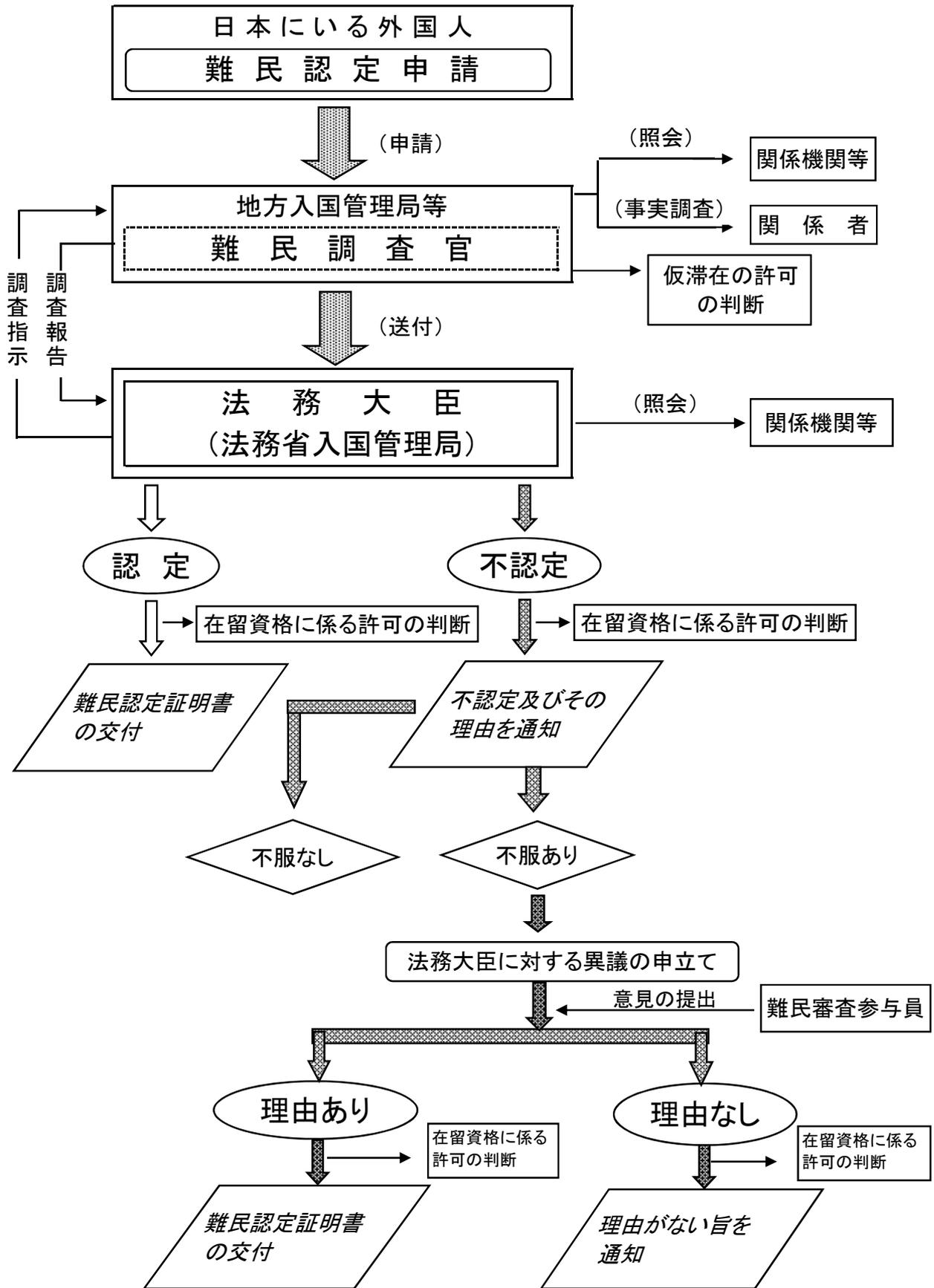
問 10. 現行の難民認定手続についての詳細情報、及び難民認定申請手続に要する期間が平均2年であるにもかかわらず、難民の地位を有する者への財政的支援が通常4か月間のみであるという規定(provision)に関する詳細情報を提供願いたい(締約国報告, CERD/C/JPN/3-6, para. 28)。

(答)

1. 難民認定手続は、(1) 難民認定を希望する外国人の法務大臣に対する難民認定申請(無筆、身体の故障等により申請書を作成できない者について陳述による申請も可、また、16歳に満たない者又は疾病その他の事由により自ら出頭できない者について代理人による申請も可)、(2) 法務大臣による難民の認定に関する処分(処分にあたり、難民調査官による事実調査が行われる)という流れで行われる。
2. 法務大臣は、難民調査官による調査の結果に基づいて申請者の難民性を判断するが、その結果、不認定の処分を受けた者は、法務大臣に対し異議申立てをすることができ、法務大臣が異議申立てに対する決定を行うに際しては、すべての案件について難民審査参与員の意見を聴かなければならない旨規定されている。難民審査参与員は、法曹、学識経験者、NGO等、幅広い分野から中立的な立場にある有識者が選ばれ、異なる専門分野出身の三名が一班を構成して案件の審査を行い、法務大臣に対し、異議申立人に口頭で意見を述べる機会を与えるよう求めることができるほか、異議申立人の口頭意見陳述に立ち会い、審尋することができ、心証形成のために直接異議申立人を面接する権限が与えられている。なお、難民審査参与員制度が施行された2005年5月から現在に至るまで、法務大臣が、難民審査参与員が提出した多数意見と異なる判断を行った事例はない。
3. このように、難民認定申請手続においては、申請から異議の申立てに至るまで庇護申請者の権利利益に配慮した適正な手続が確保されているほか、申請を二次的に審査する中立的な第三者機関として難民審査参与員制度が設けられ、その意見を尊重する運用が行われている。
4. 我が国は、難民認定申請中の者で生活に困窮する者に対して、生活費、住居費、医療費を支給する等の保護措置を実施しており、同保護措置の実施期間は原則4か月であるが、4か月の保護期間の終了時に依然として生活に困窮している者に対しては、期間を延長して保護を実施している。その結果、平成20年度の1人当たりの平均保護期間は約10か月となっている。

なお、保護対象者の中には、就労許可を得た結果、自活可能になる等、本人からの申し出により4か月の保護期間の終わりを待たずに保護を終了するケースもある。

難民認定業務図解(問10参考)



問11. 他人の権利を侵害しないインターネットの利用を保障するために、多くの対策がとられていることに留意するものの、インターネットを通じた不寛容及び差別的攻撃の事案が継続し、また、こうした事案には、特定のコミュニティ、その中でも特に、部落及び在日韓国・朝鮮人のコミュニティに対し、匿名の嫌悪や脅迫のメッセージを掲示すること、並びにこれらのコミュニティのメンバーや子孫の居住地や姓に関する個人情報を取得及び共有するためにインターネットの地図や検索エンジンを利用することが含まれるとの報告に対し、コメントされたい。

2004年（訳注：2002年の間違いと思われる）のプロバイダ責任制限法が、インターネットのそのような濫用に対処するため、どの程度適用されたか、また、その他にどのような措置がとられたかお示し願いたい。さらに、2005年に設立された「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」の成果のうち、何がこれまでに実行されたかお示し願いたい。

（答）

1. インターネットの地図及び検索エンジンの利用については、法的規制は課せられていないものの、事業者等による自主的な取組が行われていると承知している。また、プロバイダ責任制限法によりプロバイダ等が責任を負う場合が明確化され、プロバイダ等による自主的な削除等の取組が進んでいる。
2. 同和関係者及び在日韓国・朝鮮人等のコミュニティに対し、匿名の嫌悪や脅迫のメッセージを掲示すること、並びにこれらのコミュニティのメンバーや子孫の居住地や姓に関する個人情報を取得及び共有することにより、特定の個人の権利が侵害された場合には、プロバイダ責任制限法により、プロバイダ等による自主的な削除等が促進されている。さらに、プロバイダ責任制限法では、加害者に対する損害賠償請求等のため、発信者情報開示請求権が創設されている。
3. 法務省の人権擁護機関では、啓発活動年間強調事項に「インターネットを悪用した人権侵害は止めよう」を掲げ、年間を通して全国各地で啓発活動を実施しており、他人の名誉やプライバシー等の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、発信者を特定できない場合は、当該情報の削除をプロバイダ等に求めるなど、適切な対応に努めている。
4. インターネットを利用した人権侵犯事件として2008年中に新規に開始した件数は515件で、このうち、名誉毀損事案が176件、プライバシー侵害事案が238件となっている。また、特定の地域が同和地区であるとする書き込みがされるなどの差別助長行為事案は19件あった。これらのうち、同人権擁護機関がプロバイダ等に対し削除要請を行ったものは75件で、この中には、2004年10月に改定された「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」（プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会）において定める手続に従ってプロバイダ等に対し削除要請を行

った事案も含まれている。

5. 「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」では、（１）インターネット上の違法な情報に対するプロバイダや電子掲示板の管理者等による自主的対応及びこれを支援する方策について、（２）インターネット上の有害な情報に対するプロバイダや電子掲示板の管理者等による自主的対応及びこれを支援する方策について、（３）プロバイダや電子掲示板の管理者等が他人の掲載する違法な情報を放置した場合の刑事責任について、（４）プロバイダ責任制限法における発信者情報開示の運用について、（５）インターネットにおける匿名性について、（６）海外からの情報発信について検討された。
6. （１）及び（２）に関して、政府がオブザーバーとして参加する違法有害情報相談センターを設置し、プロバイダや電子掲示板の管理者等による自主的対応の支援に当たっている。また、総務省のオブザーバー参加のもと、電気通信事業者協会等の民間４団体により、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」が策定された。（４）に関して、民間の団体であり総務省がオブザーバーとして参加するプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会により「プロバイダ責任制限法発信者情報開示請求関係ガイドライン」が策定された。（６）に関して、インターネットホットラインセンターと INHOPE との連携により、海外からの違法情報に対応している。

問12. 法執行機関を含む締約国の行政において、アイヌ及び沖縄コミュニティーのメンバーを、より多く採用するためにとられた対策に関する情報を提供願いたい。また、文官公務(civil service)における、条約がカバーするグループのメンバーの雇用率に関する追加の統計情報を提供願いたい。

さらに、差別は、多くの場合、就職や雇用に関して起こり、アイヌ、部落及び日系移民を含むコミュニティーのメンバー又はその子孫は、中小企業での不安定な「ブルーカラー」の仕事では極めて高い割合を占め、逆に管理職では極めて低い割合を占めるという事実に関する報告についてコメント願いたい。

(答)

1. 人種差別撤廃条約第5条の規定により、我が国は、労働、職業の自由な選択等の権利の享有に当たり、あらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること並びに人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障する義務を負っている。
2. この点に関連し、我が国においては、国家公務員法第27条の平等取扱の原則（すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は（中略）政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。）に基づき、公開平等の採用試験により行っており、また、成績主義の原則（同法第33条）の下で、多様で有為な人材を確保することとしている。また、国家公務員法及び人事院規則に基づき、採用試験の実施に当たっては、官報により告知するほか、新聞等の手段により広く周知することにより、受験資格を有するすべての者に対して、平等の条件で公開している。さらに、各府省のホームページを活用するなどして、受験資格を有する方に対し、採用に関する事項について広く情報提供等を行っているところである。
3. また、地方公務員の採用についても、地方公務員法に定める平等取扱の原則及び成績主義の原則（同法第13条及び第15条）の下で、すべての国民が平等に取り扱われ、その能力の実証により行われなければならない。その上で、各地方公共団体において、多様で有為な人材を確保すべく、受験有資格者に対し広く情報提供等が行われている。
4. 「差別は、多くの場合、就職や雇用に関して起こり、アイヌ、部落及び日系移民を含むコミュニティーのメンバー又はその子孫は、中小企業での不安定な「ブルーカラー」の仕事では極めて高い割合を占め、逆に管理職では極めて低い割合を占めるという事実」に関する報告については、我が国政府としては把握していないが、就職に関する差別解消に向けて、雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を推進しており、また、我が国内の事業に使用される労働者であれば、アイヌ、同和関係者、日系移民等にかかわらず労働関係法令が適

用されており、労働基準法第3条では、使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならないとされている。

問13. 2007年から実施されている「外国人の生活環境適応加速プログラム」及びこのプログラムの対象者の範囲に関する追加的な個別のデータ及び情報を提供願いたい（締約国報告, CERD/C/JPN/3-6, para. 55）。また、このプログラムが日本人の配偶者である外国人及び国際結婚による子供にも適用されるのか、それとも、彼らの社会への融合(integration)を促進させるその他のプログラムが存在するかどうか、お示し願いたい。

(答)

1. 「外国人の適応促進教育プログラム」に含まれる「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」では、事業を実施する地方自治体に在住し、支援を必要とする外国人の子どもたちが対象となっており、今年度は47市町村において実施されている。
2. また、同プログラムに含まれる「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」では、「一般永住者」、「定住者」及び「日本人の配偶者等」など一定の身分・地位に基づいて滞在する者や「家族滞在」などで日本に滞在する者を対象としている。
3. なお、「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」及び「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」は、日本人の配偶者である外国人及び国際結婚による子どもにも適用される。

問14. 移住労働者 (migrant workers) の権利を擁護するために採用されている施策についての詳細な情報を提供願いたい。

(答)

我が国内の事業に使用される労働者であれば、移住労働者であるか否かにかかわらず、労働関係法令が適用されている。また、職業安定法第3条では、職業紹介等における、人種、国籍等を理由とした差別的取扱を禁じている。

【参考】職業安定法第3条

何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について、差別的取扱を受けることがない。但し、労働組合法の規定によつて、雇用主と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定のある場合は、この限りでない。

【参考】労働基準法第3条

使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

問15. アイヌ、沖縄の住民、部落、在日韓国・朝鮮人及び永住中国人、並びに無国籍者等を含むコミュニティーが直面する教育、雇用、適切な生活保障及び医療(healthcare)へのアクセスに関する不利益に対処するため、とられている措置をお示し願いたい。また、どのような方法でこれらの措置はモニターされたか、及びどの具体的な指標が進捗をモニターするために使用されたかお示し願いたい。

(答)

1. 教育については、日本国民であれば、学校教育において教育へのアクセスに関する不利益は存在しないと認識している（なお、「日本国民」の中にアイヌ、日本国籍を有する沖縄の住民、同和関係者は含まれる）。また、在日韓国・朝鮮人を含む外国人の子どもについても、公立の義務教育諸学校への就学を希望する場合は、無償で受け入れを行っており、外国人学校への就学を希望する場合には、外国人学校に通うこともできる。外国人学校には、各種学校として都道府県の認可を受けているものもある。また、生涯学習の分野では、公立図書館において、多文化情報の提供や民族的・文化的集団を対象とした図書館サービスといった多文化サービスを提供している。さらに、アイヌについては、北海道が策定する「第2次アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」（2008年）により、北海道は、教育の機会均等の観点から、アイヌ子弟が経済的な問題で進学を断念することがないように、アイヌの子弟（高校生、大学生等）を対象とした奨学金事業を行っており、国はその経費の一部を補助している。
2. 雇用については、差別解消に向けて、雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を推進しており、また、全国のハローワークを通じ雇用に関する件数を把握しながら、指導・啓発を行っている。なお、我が国内の事業に使用される労働者であれば、国籍等にかかわらず、労働関係法令が適用される。
3. さらに、社会福祉施設である隣保館において、同和対策として、生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺の住民を対象に、生活上の各種相談事業や人権啓発事業等を総合的に実施している。また、同じく社会福祉施設である生活館において、北海道アイヌ集落における住民の生活改善、福祉の向上を図るために、生活上の各種相談事業や人権啓発事業等を総合的に実施している。
4. 医療については国籍等に関わらず平等に提供している。
5. なお、上記に関しては、具体的な指標は特に存在しない。

問16. 国民年金法により年金給付を受けられない在日韓国・朝鮮人の退職者のためにとった救済措置について情報を提供願いたい。

(答)

1. 国民年金制度については、かつては日本人のみを適用対象としていたが、1982年に国籍要件を撤廃し、日本に居住する外国人についても日本人と同様に適用対象となった。
2. 1985年の国民年金法改正による基礎年金の発足の際に、年金額には反映されないが受給資格期間に反映される期間である合算対象期間を設けた。
3. これにより、日本国籍を取得した者及び永住許可を受けた者（在日韓国・朝鮮人を含む）については、国籍要件により適用除外とされていた期間（1961年4月1日から1981年12月31日まで）が、合算対象期間として受給資格期間に算定されることとなり、必要な要件を満たしていれば日本人と同様に65歳から国民年金が支給されることとなった。

問17. 「生活保護率の低下は北海道ウタリ対策の積極的効果を示す」という記述（GERD/C/JPN/3-6, パラ10-14）の根拠となる目標と指標について明らかにされたい。これらの対策が、高等教育、雇用の安定、技術習得及び国平均と比較しての平均年間世帯収入への具体的な影響がどのようなものであったかについて言及願いたい。包括的な開発政策の策定に当たり、締約国はどのようにアイヌ民族の十分な参加を保障しているのか。さらに、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の最終報告にあるアイヌ問題に関する諮問機関の設置及びアイヌ関連立法に要する期間についてお示し願いたい。

(答)

1. 北海道アイヌ生活向上施策は、アイヌの人たちの生活の一層の向上を通じ、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上を図ることを目的としており、生活保護の状況としては、アイヌの人々の生活保護率とアイヌの人々の住む市町村の生活保護率の格差を指標としている。
2. 北海道アイヌ生活実態調査（2006年）によると、教育の状況について、大学への進学率については、過去2回（1993年、1999年）の調査において着実に向上してきており、今回の調査においても1.3ポイント増加しているが、アイヌ居住市町村の大学進学率38.5%に比べて21.1ポイント（前回調査18.4ポイント）の差がある結果となっている。また、平均年間世帯収入については、住民税の課税状況をみると、1986年調査以降を比較すると非課税世帯が連続して減少していることから、アイヌ世帯全体としては収入増の傾向にある結果となっている。
3. また、2008年6月に国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されたことを受け、政府は内閣官房長官の下に、アイヌの委員も参画する中で、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置した。同懇談会では、アイヌの人々が多く居住する地域における3回の現地視察・意見交換を通して、アイヌの人々の現状等について話を具体的に聞きながら、今後のアイヌ政策のあり方についての審議が進められ、2009年7月に、報告書がまとめられ政府に提出された。
4. 政府は、上記報告書を踏まえ、8月には内閣官房に「アイヌ総合政策室」を設置し、11月には協議の場の設置を指示するなど、アイヌ政策を総合的に企画・立案・推進する国の体制の整備を図っている。総理の所信表明演説でも述べられたとおり、「先住民族であるアイヌの人々の歴史や文化を尊重するなど、多文化が共生し、誰もが尊厳をもって、生き生きと暮らせる社会の実現を目指す」こととしている。

問18. 琉球、すなわち沖縄の日本人がなぜ締約国により、先住民ないし国家的少数民族とみなされないのか説明されたい。また、彼らの文化的伝統、生活様式を保護、保存及び促進し、彼らの土地に対する権利を認める措置が存在しているのか述べられたい。締約国の「先住民」という概念の理解を明らかにされたい。

(答)

1. 「先住民族」については、我が国もコンセンサス採択に参加した「先住民族の権利に関する国際連合宣言」においても定義についての記述はなく、我が国国内法においても確立した定義がないが、いずれにせよ、沖縄に居住する人あるいは沖縄県出身者は、日本国民であり、沖縄に居住する人あるいは沖縄県出身者の土地に対する権利を認める特別な措置は存在しない。
2. また、我が国においては、何人も自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し、自己の言語を使用する権利は否定されない。その前提で、沖縄の文化的伝統、生活様式に関しては、沖縄振興計画に基づき、沖縄において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用並びに地域における文化の振興に取り組んでいる。

問19. 受理した情報によると、日系南米人の児童、移民労働者と在日韓国・朝鮮マイノリティの児童を含め、外国人の児童が通う学校は、認可がその都道府県によるもので、またそれらは正規の学校として認可されていないパラレルスクール又は各種学校である。この文脈において、移民労働者、在日韓国・朝鮮人他マイノリティの児童の義務教育における入学率、高等教育進学率、大学入学率をそれぞれ提供頂きたい。

前回の委員会によって勧告されたマイノリティ言語による教育へのアクセスを含め、全ての児童が教育を受ける権利を保障するために、どのような制度上、財政上の措置が存在するか。

韓国・朝鮮学校に通う在日児童への嫌がらせを防止し、それに対処するためにとられている措置の詳細を述べられたい（政府報告書26パラ）。

(答)

1. 外国人の子どもでも、公立学校における義務教育諸学校への就学を希望する場合には、無償で受け入れを行っている。
2. また、外国人の子どもたちに対する措置としては、「JSL (Japanese as a second language 第二言語としての日本語) カリキュラム」の開発及び普及などが挙げられる。その他、都道府県から各種学校として認可を受けている外国人学校もある。また、大学入学資格についても認められているものもある。
3. なお、政府としては、義務教育における日系南米人の児童、移民労働者、在日韓国・朝鮮人他マイノリティの児童生徒の在籍率、高等教育進学率、大学進学率は把握していない。
4. マイノリティ言語による教育へのアクセスとしては、マイノリティ言語の分かる相談員の教育委員会への配置による就学案内・相談の実施、外国人児童生徒の日本語指導の補助にあたる母語のわかる支援員の配置等を行っている。
5. (1) 韓国・朝鮮学校に通う在日児童への嫌がらせ等については、法務省の人権擁護機関において、啓発活動年間強調事項として「外国人の人権を尊重しよう」を掲げ、年間を通して全国各地で啓発活動を行っている他、人権相談所を設けるなどして在日韓国・朝鮮マイノリティからの人権相談に応じ、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、速やかに調査し、事案に応じた適切な措置を講じている。
(2) 特に、北朝鮮における断続的な核実験やミサイル発射実験等の実施を契機として、在日韓国・朝鮮マイノリティ児童への嫌がらせ等の発生が特に懸念される場合には、その都度、各地で啓発ポスターの掲示やパンフレット等の啓発物品を配布するなどの啓発活動を行うほか、かかる者を人権侵害による被害から救済するため、人権相談に積極的に取り組み、情報収集に努めるとともに、人権侵害の疑いがある場合には人権侵犯事件として迅速に調査し、厳正な措置を講じるなど、人権擁護の取組を強化するように、人権擁護機関の関係部署に対して指導している。最近では、2009年4月の北朝鮮によるミサイル発射実験実施の際、このような事案の有無

について情報収集を徹底するとともに啓発活動等を適切に実施するなど、積極的に
対処するよう指導した。

問20. 政府報告書に記載された情報に加え(CERD/C/JPN/3-6, paras. 35 and 46-49)、裁判官、法執行官、教員、ソーシャル・ワーカー及びその他の公務員に対して提供されている具体的な人権研修プログラム及びコースに関する更なる情報を提供願いたい。コースの内容とフォローアップに係る情報を含めていただきたい。

(答)

(裁判官、法執行官等)

1. 裁判官に対しては、任官直後の裁判官や新たな職務又はポストに就いた裁判官を対象とする各種研修において毎回実施されている、人権問題をテーマとするカリキュラムが挙げられる。
2. これらの研修において、人権問題をテーマとして、国際人権規約委員会の最終見解その他各種の人権問題に関する資料を配布して、こうした分野に精通した講師による講演、意見交換等をするカリキュラムを実施していると承知している。
3. 講師としては、例えば、国際人権問題を専門とする大学教授や法務省人権擁護局長、人権擁護に携わっている国際機関の職員、人権問題に造詣の深い有識者等を招き、女性・児童・外国人をはじめとするマイノリティの人々が直面する諸問題やこれに対する施策、各種人権規定に関する国際的動向や課題等についての講演を実施していると承知している。
4. 法務省では、政府報告で記載した検察庁職員に対する人権に関する教育を始めとして、刑務官等の矯正職員、保護観察官、人権擁護行政に携わる職員、入国管理局職員等の職員に対しても、初任者に対する研修で人権についての科目を必須とし、その後も採用年数や職務に応じた研修において人権に関する講義を設けている。その中には、例えば、人権教育に特化したコースもあれば、施設におけるボランティア実習を実施しているコースもある。2008年度においては、検察官を含め約2900名が人権についての研修を受講しており、それ以外に地方の出先機関においても人権に関する教育が行われている。その対象は、新規採用職員から幹部職員に及び、幅広く人権問題に対する知識習得と意識向上を図っている。
5. 警察は、犯罪捜査等の人権にかかわりの深い職務を行っていることから、各級警察学校及び職場において、人権教育を積極的に実施しており、具体的には、新たに採用された警察職員に対しては、採用後必ず受けることとなっている都道府県警察の警察学校での研修において、憲法、刑事訴訟法等の法学や職務倫理の授業等で基本的人権に配意した適切な警察活動を行うために必要な知識、技能を習得させているほか、世界人権宣言、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）、児童の権利に関する条約（児童の権利条約）、拷問等禁

止 条約等の人権の国際的潮流、同和問題や男女共同参画社会等の各種人権課題についての教育を実施している。

6. また、各階級に昇任する職員に対しても、昇任時に受けることとされている警察大学校又は管区警察学校での研修において、人権の国際的潮流、同和問題、外国人の適正処遇等の各種人権課題についての教育を実施している。

犯罪捜査、留置業務、被害者対策等の業務に専従する警察職員に対しては、各級警察学校における専門教育や警察本部等における研修会において、それぞれ従事する専門分野の内容に応じて、被疑者、被留置者、被害者等の人権に配意した適正な職務執行を行うために必要な知識・技能等を修得させるための教育を行っている。

(教員)

1. 教員については、独立行政法人教員研修センターにおいて、人権教育を推進するための指導者の育成を目的とした研修を実施している。同研修は、年1回、3日間の日程で実施しており、都道府県等教育委員会の指導主事又は教員であって、各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動を行う予定である者（人権教育の指導的立場を担う者）を受講対象者としている。
2. また、都道府県等教育委員会が行う初任者研修の校内研修では、約9割及び校外研修の8割強、そして、10年経験者研修の校外研修では、約半数が人権教育に関する内容を取り扱っている（平成20年度）。

(その他公務員)

1. その他の公務員についても、新規採用職員研修、一般職員向け研修のそれぞれに定期的に人権研修を開催している。例えば、国家公務員等の人権問題に関する理解と認識を深めることを目的として、中央省庁の職員（幹部職員を含む）400名程度が参加する人権に関する国家公務員等研修会を年2回開催している。

問 2 1. 人種差別特別報告者が日本訪問後に作成した勧告に関連し、歴史を客観的かつ正確に記述し、教えるプロセスに関してとられた措置についての情報を提供願いたい。

(答)

1. 我が国の教科書については、教科書検定制度が採用されており、民間で著作・編集された図書について、学習指導要領等に基づき、教科用図書検定調査審議会の学術的・専門的な審議を経て、合格したものの使用を認めている。
2. 具体的には、申請のあった教科書の記述について、その時点における客観的な学問的成果や適切な資料等に照らして、欠陥を指摘することを基本として実施することによって、客観性と正確性を確保しており、国が特定の歴史認識、歴史事実を確定するという立場に立って行うものではない。
3. なお、教科書において個々の事項を具体的にどのように記述するかは民間の執筆者の判断に委ねられており、政府が民間の教科書会社に個々の事項を記述するよう指示することはできない。また、特別報告者の報告書で「特に縮小されている」と懸念された事項について詳しく記載された教科書も多数発行されている。

問22. 都道府県レベルで、また全国的に、広く一般に向けた啓発活動や人権教育活動について、更に情報を提供されたい。条約の範疇に属する問題に関して、固定化された態度や行動に対する啓発キャンペーン、研修、教育プログラムの影響に関する評価について、情報提供願いたい。

(答)

1. 広く一般に向けた啓発活動等については、啓発活動年間強調事項として「アイヌの人々に対する理解を深めよう」、「外国人の人権を尊重しよう」等を掲げ、人権週間中だけでなく年間を通じて、全国各地で様々な啓発活動を実施している。
2. 人権教育活動については、従来より、憲法及び教育基本法にのっとり、学校教育および社会教育を通じて、人権尊重の意識を高める教育の推進に努めるとともに、人権教育に関する学習機会の充実方策や、学習意欲を高める参加体験型学習プログラムの開発、人権教育に関する指導者研修の充実方策等について、都道府県レベルで調査研究を実施している。その研究成果は、毎年、都道府県の人権教育担当者が参加する全国協議会で発表するなどして普及をはかっている。
3. 更に条約の範疇に属する問題を含む各種啓発活動については、アンケートを実施するなどして、その影響に関する評価を把握するよう努めている。

(了)